

令和 7 年度

水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水及び水道水の状況
- 4 水質検査項目及び検査頻度
- 5 採水地点
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 関係機関との連携
- 9 水質検査計画及び検査結果の公表
- 10 参考資料

上川郡東神楽町

1 基本方針

(1) 採水地点

水道法で水質基準が適用される給水栓（蛇口）の他に、配水池へ流入する水原水（原水）とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けされている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。

(3) 検査頻度

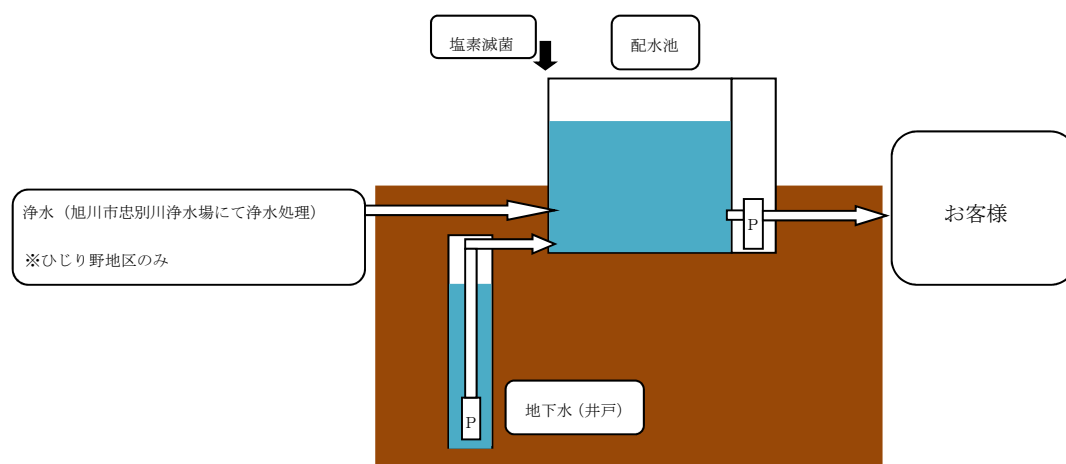
水道法で定められた頻度及び検査項目の過去の検出状況等を考慮して行います。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況（令和5年度）

事業名：東神楽町水道事業

給水人口	6,690 人				
年間給水量	588 千m ³				
一日最大給水量	2,041 m ³				
一日平均給水量	1,608 m ³				
供給区域	ひじり野	かつら町	つつじ町	南町	さくら町
水源	地下水+旭川市浄水	地下水			
浄水方法	塩素滅菌				
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム				



水道施設概略図

3 原水及び水道水の状況

(1) 原水

地下水を水源としており、水質変動がほとんどなく年間を通じ水質は安定しています。

(2) 水道水（浄水）

適切な浄水処理を行い、水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給しています。

4 水質検査項目及び検査頻度

(1) 水道法に基づく定期検査

ア 毎日検査

給水栓（蛇口）で1日1回、色及び濁り並びに消毒の残留効果（残留塩素）に関する検査を行います。

（表—1）

項目	基準値	法定検査頻度	検査頻度
色	異常がないこと	毎日	毎日
にごり	異常がないこと	毎日	毎日
消毒の 残留 塩素	遊離残留塩素 0.1mg/L 以上（結合残留塩素 0.4mg/L 以上）。汚染のおそれがある場合は、遊離残留塩素 0.2mg/L 以上（結合残留塩素 1.5mg/L 以上）	毎日	毎日

イ 水質基準項目検査（51項目）（表—2）

（ア）給水栓水の全項目検査（51項目）を年1回行います。

（イ）給水栓水の項目別検査（ひじり野：23項目、かつら町：23項目、中央：24項目（つつじ町、南町）、さくら町：23項目）を年3回行います。（（ア）を含めて）

（ウ）給水栓水の項目別検査（9項目）を月1回行います。（（ア）、（イ）を除く月）

（エ）原水の全項目検査（消毒副生成物（基21～31）、味（基48）を除いた39項目）を年1回行います。

表一 2 水質基準項目と検査頻度

○ 東聖配水池（ひじり野）

区分	番号	項目	水質基準値 (mg/L以下)	法定検査頻度 (給水栓)※1	検査頻度 (回/年)	
					給水栓 (浄水)	原水
人の健康に関する項目	病原生物	基1 一般細菌	100集落/mL以下	1回/月	12	1
		基2 大腸菌	検出されないこと	1回/月	12	1
	金属類	基3 カドミウム及びその化合物	0.003	1回/3年	1	1
		基4 水銀及びその化合物	0.0005	1回/3年	1	1
		基5 セレン及びその化合物	0.01	1回/3年	1	1
		基6 鉛及びその化合物	0.01	1回/3年	1	1
		基7 ヒ素及びその化合物	0.01	1回/3月	4	1
		基8 六価クロム化合物	0.05	1回/3年	1	1
	無機物	基9 亜硝酸態窒素	0.01	1回/1年	1	1
		基10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01	1回/3月	4	1
		基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回/3年	1	1
		基12 フッ素及びその化合物	0.8	1回/3年	1	1
	一般有機物	基13 ホウ素及びその化合物	1	1回/3年	1	1
		基14 四塩化炭素	0.002	1回/3年	1	1
		基15 1,4-ジオキサン	0.05	1回/3年	1	1
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04	1回/3年	1	1
		基17 ジクロロメタン	0.02	1回/3年	1	1
		基18 テトラクロロエチレン	0.01	1回/3年	1	1
		基19 トリクロロエチレン	0.01	1回/3年	1	1
		基20 ベンゼン	0.01	1回/3年	1	1
		基21 塩素酸	0.6	1回/3月	4	— ※2
		基22 クロロ酢酸	0.02	1回/3月	4	
	消毒副生物	基23 クロロホルム	0.06	1回/3月	4	
		基24 ジクロロ酢酸	0.03	1回/3月	4	
		基25 ジブロモクロロメタン	0.1	1回/3月	4	
		基26 臭素酸	0.01	1回/3月	4	
		基27 総トリハロメタン	0.1	1回/3月	4	
		基28 トリクロロ酢酸	0.03	1回/3月	4	
		基29 ブロモジクロロメタン	0.03	1回/3月	4	
		基30 ブロモホルム	0.09	1回/3月	4	
生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれがある項目	着色	基31 ホルムアルデヒド	0.08	1回/3月	4	1
		基32 亜鉛及びその化合物	1	1回/3年	1	
		基33 アルミニウム及びその化合物	0.2	1回/3年	1	
		基34 鉄及びその化合物	0.3	1回/3年	1	
	味	基35 銅及びその化合物	1	1回/3年	1	1
		基36 ナトリウム及びその化合物	200	1回/3年	1	1
		基37 マンガン及びその化合物	0.05	1回/3年	1	1
	味	基38 塩化物イオン	200	1回/月	12	1
		基39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	1回/1年	1	1
		基40 蒸発残留物	500	1回/3月	4	1
	発泡	基41 陰イオン界面活性剤	0.2	1回/3年	1	1
	かび臭	基42 ジェオスミン	0.00001	発生時期に1回/年	1	1
		基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	発生時期に1回/年	1	1
	発泡	基44 非イオン界面活性剤	0.02	1回/3年	1	1
	臭気	基45 フェノール類	0.005	1回/3年	1	1
基礎的性状	味	基46 有機物(全有機炭素(TOC))	3	1回/月	12	1
		基47 pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	12	1
		基48 味	異常でないこと	1回/月	12	—
		基49 臭気	異常でないこと	1回/月	12	1
		基50 色度	5度以下	1回/月	12	1
		基51 濁度	2度以下	1回/月	12	1

○ かつら町配水池

区分	番号	項目	水質基準値 (mg/L以下)	法定検査頻度 (給水栓)※1	検査頻度 (回/年)	
					給水栓 (浄水)	原水
人の健康に関する項目	病原生物	基1 一般細菌	100集落/mL以下	1回/月	12	1
		基2 大腸菌	検出されないこと	1回/月	12	1
	金属類	基3 カドミウム及びその化合物	0.003	1回/3年	1	1
		基4 水銀及びその化合物	0.0005	1回/3年	1	1
		基5 セレン及びその化合物	0.01	1回/3年	1	1
		基6 鉛及びその化合物	0.01	1回/3年	1	1
		基7 ヒ素及びその化合物	0.01	1回/3月	4	1
		基8 六価クロム化合物	0.05	1回/3年	1	1
	無機物	基9 亜硝酸態窒素	0.01	1回/1年	1	1
		基10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01	1回/3月	4	1
		基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回/1年	1	1
		基12 フッ素及びその化合物	0.8	1回/1年	1	1
	一般有機物	基13 ホウ素及びその化合物	1	1回/3年	1	1
		基14 四塩化炭素	0.002	1回/3年	1	1
		基15 1,4-ジオキサン	0.05	1回/3年	1	1
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.01	1回/3年	1	1
		基17 ジクロロメタン	0.02	1回/3年	1	1
		基18 テトラクロロエチレン	0.01	1回/3年	1	1
		基19 トリクロロエチレン	0.01	1回/3年	1	1
		基20 ベンゼン	0.01	1回/3年	1	1
	消毒副生物	基21 塩素酸	0.6	1回/3月	4	— ※2
		基22 クロロ酢酸	0.02	1回/3月	4	
		基23 クロロホルム	0.06	1回/3月	4	
		基24 ジクロロ酢酸	0.03	1回/3月	4	
		基25 ジブロモクロロメタン	0.1	1回/3月	4	
		基26 臭素酸	0.01	1回/3月	4	
		基27 総トリハロメタン	0.1	1回/3月	4	
		基28 トリクロロ酢酸	0.03	1回/3月	4	
		基29 ブロモジクロロメタン	0.03	1回/3月	4	
		基30 ブロモホルム	0.09	1回/3月	4	
生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれがある項目	着色	基31 ホルムアルデヒド	0.08	1回/3月	4	1
		基32 亜鉛及びその化合物	1	1回/3年	1	
		基33 アルミニウム及びその化合物	0.2	1回/3年	1	
		基34 鉄及びその化合物	0.3	1回/3月	1	
	味	基35 銅及びその化合物	1	1回/3年	1	1
		基36 ナトリウム及びその化合物	200	1回/3年	1	
		基37 マンガン及びその化合物	0.05	1回/3年	1	
	味	基38 塩化物イオン	200	1回/月	12	1
		基39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	1回/1年	1	
		基40 蒸発残留物	500	1回/3月	4	
	発泡	基41 陰イオン界面活性剤	0.2	1回/3年	1	1
	かび臭	基42 ジェオスミン	0.00001	発生時期に1回/年	1	1
		基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	発生時期に1回/年	1	1
	発泡	基44 非イオン界面活性剤	0.02	1回/3年	1	1
	臭気	基45 フェノール類	0.005	1回/3年	1	1
基礎的性状	味	基46 有機物(全有機炭素(TOC))	3	1回/月	12	1
		基47 pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	12	1
		基48 味	異常でないこと	1回/月	12	—
	基礎的性状	基49 臭気	異常でないこと	1回/月	12	1
		基50 色度	5度以下	1回/月	12	1
		基51 濁度	2度以下	1回/月	12	1

○ 中央配水池（つつじ町、南町）

区分	番号	項目	水質基準値 (mg/L以下)	法定検査頻度 (給水栓)※1	検査頻度 (回/年)	
					給水栓 (浄水)	原水
人の健康に関する項目	病原生物	基1 一般細菌	100集落/mL以下	1回/月	12	1
		基2 大腸菌	検出されないこと	1回/月	12	1
	金属類	基3 カドミウム及びその化合物	0.003	1回/3年	1	1
		基4 水銀及びその化合物	0.0005	1回/3年	1	1
		基5 セレン及びその化合物	0.01	1回/3年	1	1
		基6 鉛及びその化合物	0.01	1回/3年	1	1
		基7 ヒ素及びその化合物	0.01	1回/3年	1	1
		基8 六価クロム化合物	0.05	1回/3年	1	1
	無機物	基9 亜硝酸態窒素	0.01	1回/3年	1	1
		基10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01	1回/3月	4	1
		基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回/3月	4	1
		基12 フッ素及びその化合物	0.8	1回/1年	1	1
	一般有機物	基13 ホウ素及びその化合物	1	1回/3年	1	1
		基14 四塩化炭素	0.002	1回/3年	1	1
		基15 1,4-ジオキサン	0.05	1回/3年	1	1
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.01	1回/3年	1	1
		基17 ジクロロメタン	0.02	1回/3年	1	1
		基18 テトラクロロエチレン	0.01	1回/3年	1	1
		基19 トリクロロエチレン	0.01	1回/3年	1	1
		基20 ベンゼン	0.01	1回/3年	1	1
		基21 塩素酸	0.6	1回/3月	4	— ※2
		基22 クロロ酢酸	0.02	1回/3月	4	
	消毒副生物	基23 クロロホルム	0.06	1回/3月	4	
		基24 ジクロロ酢酸	0.03	1回/3月	4	
		基25 ジブロモクロロメタン	0.1	1回/3月	4	
		基26 臭素酸	0.01	1回/3月	4	
		基27 総トリハロメタン	0.1	1回/3月	4	
		基28 トリクロロ酢酸	0.03	1回/3月	4	
		基29 ブロモジクロロメタン	0.03	1回/3月	4	
		基30 ブロモホルム	0.09	1回/3月	4	
生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれがある項目	着色	基31 ホルムアルデヒド	0.08	1回/3月	4	1
		基32 亜鉛及びその化合物	1	1回/3年	1	
		基33 アルミニウム及びその化合物	0.2	1回/3年	1	
	味	基34 鉄及びその化合物	0.3	1回/3年	1	1
		基35 銅及びその化合物	1	1回/3年	1	1
		基36 ナトリウム及びその化合物	200	1回/3年	1	1
		基37 マンガン及びその化合物	0.05	1回/3年	1	1
	味	基38 塩化物イオン	200	1回/月	12	1
		基39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	1回/3月	4	1
		基40 蒸発残留物	500	1回/3月	4	1
	発泡	基41 陰イオン界面活性剤	0.2	1回/3年	1	1
	かび臭	基42 ジェオスミン	0.00001	発生時期に1回/年	1	1
		基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	発生時期に1回/年	1	1
	発泡	基44 非イオン界面活性剤	0.02	1回/3年	1	1
	臭気	基45 フェノール類	0.005	1回/3年	1	1
基礎的性状	味	基46 有機物(全有機炭素(TOC))	3	1回/月	12	1
		基47 pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	12	1
		基48 味	異常でないこと	1回/月	12	—
		基49 臭気	異常でないこと	1回/月	12	1
	色度	基50 色度	5度以下	1回/月	12	1
		基51 濁度	2度以下	1回/月	12	1

○ さくら町配水池

区分	番号	項目	水質基準値 (mg/L以下)	法定検査頻度 (給水栓)※1	検査頻度 (回/年)	
					給水栓 (浄水)	原水
人の健康に関する項目	病原生物	基1 一般細菌	100集落/mL以下	1回/月	12	1
		基2 大腸菌	検出されないこと	1回/月	12	1
	金属類	基3 カドミウム及びその化合物	0.003	1回/3年	1	1
		基4 水銀及びその化合物	0.0005	1回/3年	1	1
		基5 セレン及びその化合物	0.01	1回/3年	1	1
		基6 鉛及びその化合物	0.01	1回/3年	1	1
		基7 ヒ素及びその化合物	0.01	1回/3月	4	1
		基8 六価クロム化合物	0.05	1回/3年	1	1
	無機物	基9 亜硝酸態窒素	0.01	1回/1年	1	1
		基10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01	1回/3月	4	1
		基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回/3年	1	1
		基12 フッ素及びその化合物	0.8	1回/1年	1	1
	一般有機物	基13 ホウ素及びその化合物	1	1回/3年	1	1
		基14 四塩化炭素	0.002	1回/3年	1	1
		基15 1,4-ジオキサン	0.05	1回/3年	1	1
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04	1回/3年	1	1
		基17 ジクロロメタン	0.02	1回/3年	1	1
		基18 テトラクロロエチレン	0.01	1回/3年	1	1
		基19 トリクロロエチレン	0.01	1回/3年	1	1
		基20 ベンゼン	0.01	1回/3年	1	1
水質基準項目	消毒副生物	基21 塩素酸	0.6	1回/3月	4	※2
		基22 クロロ酢酸	0.02	1回/3月	4	
		基23 クロロホルム	0.06	1回/3月	4	
		基24 ジクロロ酢酸	0.03	1回/3月	4	
		基25 ジブロモクロロメタン	0.1	1回/3月	4	
		基26 臭素酸	0.01	1回/3月	4	
		基27 総トリハロメタン	0.1	1回/3月	4	
		基28 トリクロロ酢酸	0.03	1回/3月	4	
		基29 ブロモジクロロメタン	0.03	1回/3月	4	
		基30 ブロモホルム	0.09	1回/3月	4	
	生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれがある項目	基31 ホルムアルデヒド	0.08	1回/3月	4	1
		基32 亜鉛及びその化合物	1	1回/3年	1	
		基33 アルミニウム及びその化合物	0.2	1回/3年	1	
		基34 鉄及びその化合物	0.3	1回/3年	1	
		基35 銅及びその化合物	1	1回/3年	1	
		基36 ナトリウム及びその化合物	200	1回/3年	1	
		基37 マンガン及びその化合物	0.05	1回/3年	1	
	味	基38 塩化物イオン	200	1回/月	12	1
		基39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	1回/1年	1	1
		基40 蒸発残留物	500	1回/3月	4	1
	発泡	基41 陰イオン界面活性剤	0.2	1回/3年	1	1
	かび臭	基42 ジェオスミン	0.00001	発生時期に1回/年	1	1
		基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	発生時期に1回/年	1	1
	発泡	基44 非イオン界面活性剤	0.02	1回/3年	1	1
	臭気	基45 フェノール類	0.005	1回/3年	1	1
	基礎的性状	基46 有機物(全有機炭素(TOC))	3	1回/月	12	1
		基47 pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	12	1
		基48 味	異常でないこと	1回/月	12	—
		基49 臭気	異常でないこと	1回/月	12	1
		基50 色度	5度以下	1回/月	12	1
		基51 濁度	2度以下	1回/月	12	1

※1 過去の検査結果から、必要とされる法定検査頻度

※2 消毒によって生成する副生成物のため、原水の検査を実施しない。

(2) 通知等から必要と判断される検査

クリプトスポリジウム指標菌検査

(表-3)

項 目	検査頻度 (回/年)
大腸菌 (MPN)	4
嫌気性芽胞菌	4

クリプトスポリジウム等の汚染のおそれを監視するため、原水について汚染のおそれを判断する指標菌検査（大腸菌(MPN)、嫌気性芽胞菌）を年4回行います。

(平成19年3月30日付健水発第0330005号厚生労働省健康局課長通知「水道中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」により検査。)

有機フッ素化合物 (PFAS) の検査

(表-4)

項 目	検査頻度 (回/年)
PFOS及びPFOA	1

町内全ての配水池で「PFOS及びPFOA」についての水質検査を年1回行います。

(令和5年10月17日付け厚生労働省水道課水道水質管理室事務連絡「PFOS及びPFOAの水質検査結果の確認及び水質検査の実施について」により検査。)

■有機フッ素化合物 (PFAS) とは

有機フッ素化合物 (PFAS) とは、炭素とフッ素の結合を持つ有機化合物であり、1万種類以上の物質があるとされています。

PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）とPFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、幅広い用途で使用されてきました。具体的にはPFOSについては、金属メッキ処理剤、泡消火剤などに、PFOAについては、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性化剤などに主に使われてきました。

しかし、自然界で分解されにくく、水などに蓄積することが分かったほか、人の健康に影響を及ぼす可能性が指摘されているため、現在では国内での製造や使用は禁止されています。

5 採水地点

採水地点は、水源から給水栓（蛇口）までの代表的な場所で、給配水設備の状況や施設の利用目的等を考慮し選定しています。

6 水質検査方法

水質基準項目の検査は国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める検査方法」等）により行います。

検査については、水道法第20条第3項の規定に基づく厚生労働大臣登録検査機関において検査を行います。

7 臨時の水質検査

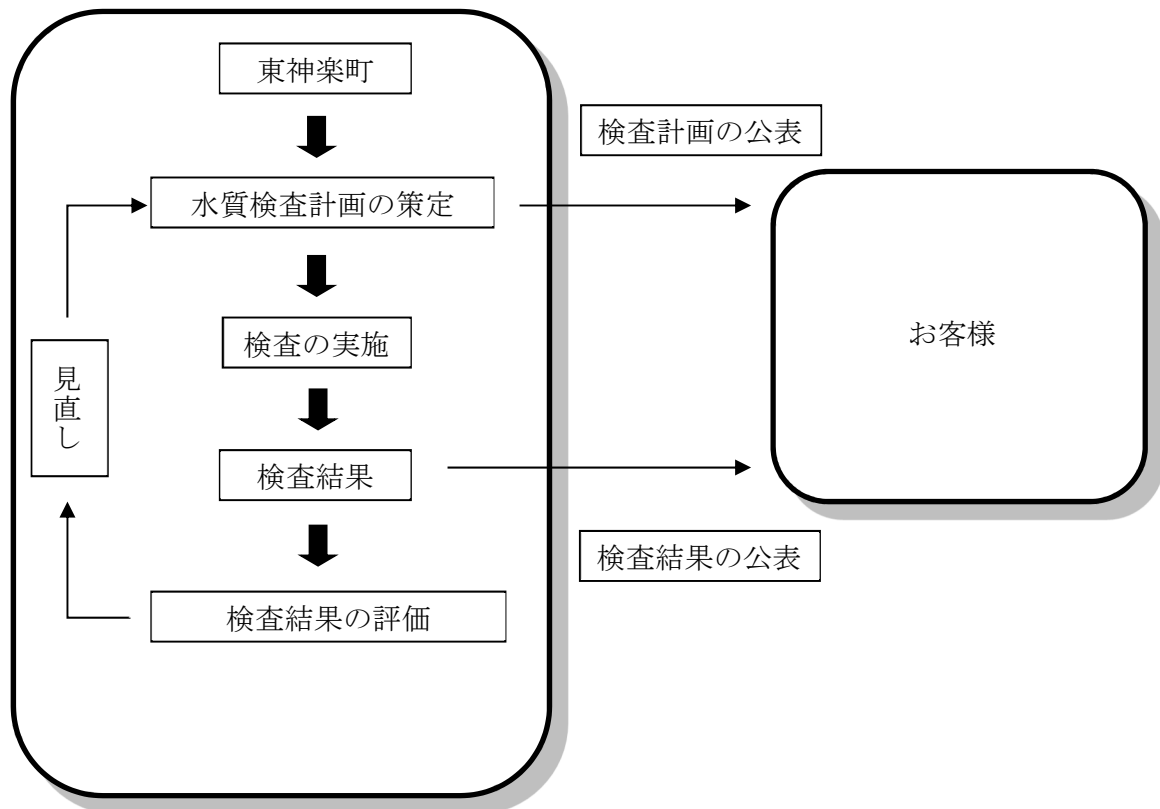
- （1） 水源の水質が著しく悪化したとき。
- （2） 水源に異常があったとき。
- （3） 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- （4） 浄水過程に異常があったとき。
- （5） 配水管の大規模な工事その他の水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- （6） その他特に必要があると認められるとき。

8 関係機関との連携

水源周辺での水質汚染事故等が発生した場合は、上川保健所、本町関係部局（くらしの窓口課：公害対策・環境保全）及び水質検査委託先と連携し水道水の安全性確保に努めます。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は東神楽町ホームページにて公表します。(http://www.town.higashikagura.lg.jp/)



水質検査計画の概念図

「水質検査計画」に関するお問い合わせは

東神楽町建設水道課管理係

〒071-1592 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

TEL : 0166-83-5413

FAX : 0166-83-4180